

令和4年10月17日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和4年第10回）議事録

1. 開催日時 令和4年10月17日（月曜日）午前10時25分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（18名）

1 番 齋 藤 誠	1 2 番 佐々木 純 一
2 番 畑 山 留美子	1 3 番 佐々木 知 榮
3 番 佐 藤 喜 勝	1 6 番 富 樫 公 一
5 番 佐々木 亨	1 7 番 伊 藤 直 子
6 番 小 野 晃 一	1 8 番 菅 原 文 克
7 番 大 瀧 浪 雄	1 9 番 佐 藤 秀 孝
9 番 小 松 幸 夫	2 0 番 佐 藤 源 樹
1 0 番 佐 藤 順	2 1 番 庄 司 和 夫
1 1 番 佐 藤 崇	2 4 番 佐 藤 系 悦

4. 欠席委員（5名）

4 番 岡 部 五 一 郎
8 番 小 松 健
1 4 番 加 藤 三 敏
2 2 番 伊 藤 剛
2 3 番 吉 尾 麻 美

5. 議事日程第1号 令和4年10月17日 午前10時25分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第75号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 5. 議案第76号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 6. 議案第77号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 7. 議案第78号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件

第 8. 議案第79号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件

第 9. 議案第80号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

第10. 議案第81号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	佐 藤 英 樹	次 長	小 松 幸 月
農地班長	二 見 真 之	主 査	佐々木 崇 嗣

主 査	齋 藤 身 子	主査(矢島庶務班)	石 垣 あゆみ
班長(岩城庶務班)	丸 山 高 志	主事(由利庶務班)	阿 部 健 大
主任(大内庶務班)	松 永 希	主事(東由利庶務班)	遠 藤 龍 介
主査(西目庶務班)	佐 藤 慎	主事(鳥海庶務班)	木 内 駿 佑

8. 総会議長

佐 藤 系 悦

9. 議事録署名委員

21番 庄 司 和 夫

1番 齋 藤 誠

10. 会議の概要

○議長

これより令和4年10月3日公示招集されました、令和4年第10回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数23名中18名であります。

4番岡部五一郎委員、8番小松健委員、14番加藤三敏委員、22番伊藤剛委員、23番吉尾麻美委員より欠席の届け出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、議案第75号から議案第81号までの計7件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、21番庄司和夫委員、1番齋藤誠委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第75号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とします。

事務局より説明を求めます

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第75号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第75号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第76号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第76号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りします。議案第76号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第77号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番および2番につきましては、12番佐々木純一委員が関係する事案でありますので、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第77号1番および2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第77号1番および2番の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第77号1番および2番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号1番および2番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第77号3番から7番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第77号3番から7番の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第77号3番から7番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号3番から7番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第78号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる。

また、本案件については、第2種農地であり、秋田県農業会議の意見聴取の対象となり、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可をする旨を説明する。)

○議長

議案第78号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、9番小松幸夫委員。

○9番・小松幸夫委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第78号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第78号は秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第78号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第79号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、1番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる。

また、本案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象となり、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可をする旨を説明する。)

○議長

議案第79号1番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、6番小野晃一委員。

○6番・小野晃一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる。

また、本案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象となり、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可をする旨を説明する。)

○議長

議案第79号2番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、1番齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第79号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第79号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。お諮りいたします。

議案第79号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案79号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第80号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第80号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる。

また、議案第80号1番については、秋田県農業会議の意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。

議案第80号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる。

また、議案第80号2番については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象となり、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可をする旨を説明する。)

○議長

議案第80号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、7番大瀧浪雄委員。

○7番・大瀧浪雄委員

(議案第80号1番と2番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第80号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第80号1番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、議案第80号2番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

はじめに議案第80号1番につきましてお諮りいたします。

議案第80号1番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案80号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、議案80号2番につきまして、お諮りいたします。

議案第80号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案80号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第81号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請地は50年以上耕作しておらず、雑木が繁茂し、原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第81号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、7番大瀧浪雄委員。

○7番・大瀧浪雄委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第81号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第81号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前11時5分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 庄 司 和 夫

議事録署名委員 齋 藤 誠